

諮問番号：平成30年度諮問第16号

答申番号：平成30年度答申第15号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

長女の父（以下「請求外A」という。）とは、平成29年3月頃から同居していないにもかかわらず、同年12月4日まで住民票上の住所が同一であったことを理由として、同月分の児童扶養手当（以下「手当」という。）が支給されないのは違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人及び請求外Aには、住民票の住所に相違があるのであれば、それを確認できる挙証を求めたが、当該挙証書類は提出されなかった。原処分は、児童扶養手当法第7条第1項により、請求人の認定請求の翌月から手当の支給を開始するものであり、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

請求外Aの住民票上の住所が請求人と同一の場所にあったことは、住民基本台帳法上、請求外Aが請求人と同一の場所に住所を定めた旨の意思表示を行ったことを示すものであり、請求外Aが当該住所に居住していることが推定されるのであるから、長女の出生時点においてそこに生活の本拠がなかったと実質的・客観的に判断できる場合でなければ、請求人が手当の支給要件に該当していたと認めることができないから、請求人が自らの申立内容を示す客観的な証拠を認めることができていない以上、認定請求をした日の属する月の翌月から手当の支給を開始した原処分を違法又は不当ということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成30年7月18日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条

第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく手当は、父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む（法第3条第3項）。）を解消した児童等の母が当該児童を監護する場合等に、支給することとされている（法第4条第1項）。手当の受給に当たっては、受給資格者が市町村長に認定請求し、その認定を受けなければならない（法第6条第1項）、手当の支給は、認定請求した日の属する月の翌月から始まるとされている（法第7条第1項）。

そこで本件についてみると、請求人は、平成29年11月21日に長女を出産し、同年12月5日に処分庁に対し手当の認定請求を行い、その際、処分庁に対し、長女の出生日において請求外Aの住民票の住所は請求人と同一であるが同年3月から請求外Aとは同居していないと申し立てており、同年12月分から手当が支給されるべきであると主張する。一方、請求外Aの住所については平成29年12月4日にB市に転出届が提出されていることが認められる。

これらの点につき、処分庁は、請求外Aに対して平成29年3月以降の生活の本拠たる住所を示す資料の提出を求めるほか、長女の出生日における請求外Aの生活の本拠たる住所を確認することができる資料の提出を請求人及び請求外Aに対して求める等、請求人の申立内容に係る調査を慎重に行っている。しかしながら、請求人は、請求外Aが長女の出生日において請求人と同居していなかったことに関する挙証資料の提出をしなかったのであるから、請求人の申立内容を認めるに足りる証拠はないと言わざるを得ず、原処分は法令の規定に従って適正に行われたものというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美